

千葉市市税条例施行規則の一部を改正する規則、千葉市受動喫煙の防止に関する規則の一部を改正する規則及び千葉市開発登録簿閲覧規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第 2 号

千葉市市税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市市税条例施行規則（昭和 49 年千葉県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中

「

29 の 2	原動機付自転車標識	第 29 号様式の 2
29 の 3	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識	第 29 号様式の 3
29 の 4	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付申請書	第 29 号様式の 4
29 の 5	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付証明書	第 29 号様式の 5

を

」

「

29 の 2	原動機付自転車標識	第 29 号様式の 2
29 の 3	原動機付自転車標識	第 29 号様式の 3
29 の 4	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識	第 29 号様式の 4
29 の 5	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付申請書	第 29 号様式の 5
29 の 6	原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付証明書	第 29 号様式の 6

に

改める。

第 29 号様式の 5 を第 29 号様式の 6 とし、第 29 号様式の 4 を第 29 号様式の 5 とし、第 29 号様式の 3 を第 29 号様式の 4 とし、第 29 号様式の 2 の次に次の 1 様式を加える。

第 2 9 号様式の 3



(備考)

1 標識の地の塗色は、次による。

ア 千葉市市税条例第30条第1号アの原動機付自転車にあつては白色

イ 千葉市市税条例第30条第1号イの原動機付自転車にあつては薄黄色

ウ 千葉市市税条例第30条第1号ウの原動機付自転車にあつては薄桃色

2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 2 2 日から施行する。

千葉県規則第3号

千葉県受動喫煙の防止に関する規則の一部を改正する規則

千葉県受動喫煙の防止に関する規則（令和2年千葉県規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第20号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉県規則第4号

千葉県開発登録簿閲覧規則等の一部を改正する規則

(千葉県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

第1条 千葉県開発登録簿閲覧規則(昭和47年千葉県規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「氏名 〇」を「氏名 〇」に改める。

(千葉県開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第2条 千葉県開発行為等の規制に関する規則(平成4年千葉県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号を削る。

第25条を削る。

第26条の見出し及び同条中「及び押印」を削り、同条を第25条とし、第27条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号中「氏名 (*)」を「氏名 (*)」に改め、「(*)申請者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削る。

様式第4号中「氏名 (*)」を「氏名 (*)」に改め、「(*)申告者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」及び「〇」を削る。

様式第5号中「氏名 (*)」を「氏名 (*)」に改め、「(*)届出者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削る。

様式第8号中「氏名 (*)」を「氏名 (*)」に改め、「(*)許可申請者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削る。

様式第11号及び様式第12号中「氏名 (*)」を「氏名 (*)」に改め、「(*)届出者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削る。

様式第13号中「氏名 (*)」を「氏名 (*)」に改め、「(*)承認申請者(法人にあってはその代表者)が自署し

ない場合は、記名押印すること。」を削る。

様式第16号及び様式第19号中「氏名 (＊)」を「氏名」に改め、「(＊) 許可申請者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削る。

様式第24号中「氏名 (＊)」を「氏名」に改め、「(＊) 届出者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削る。

様式第25号中「氏名 (＊)」を「氏名」に改め、「(＊) 承認申請者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削る。

様式第31号中「氏名 (＊)」を「氏名」に改め、「(＊) 申請者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削る。

(千葉県宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第3条 千葉県宅地造成等規制法施行細則(平成4年千葉県規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「氏名 (※)」を「氏名」に改め、「(※) 申告者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」及び「㊟」を削る。

様式第5号中「氏名 (※)」を「氏名」に改め、「(※) 届出者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削る。

様式第7号その1中「氏名 (＊)」を「氏名」に改め、「(＊) 申請者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削り、「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「氏名 (＊)」を「氏名」に改め、「(＊) 届出者(法人にあってはその代表者)が自署しない場合は、記名押印すること。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。